

4000件の実務経験から分かった

相続を仕事にする

SIN（真）のノウハウ



相続手続カウンセラー
米田貴虎

講師紹介

米田貴虎(よねだ たかとら)

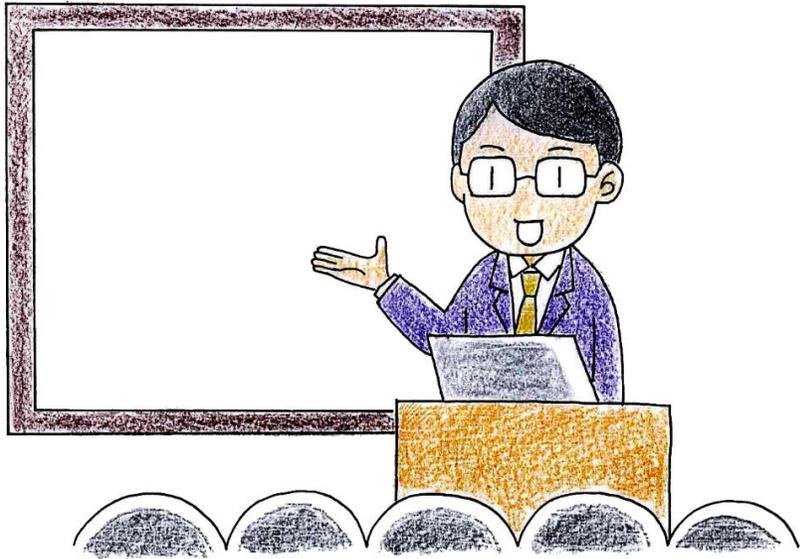
- 相続手続カウンセラー協会 代表理事
- 相続一筋20年 4000件の実務経験
- 相続手続支援センター 全国46カ所 設立者



講師紹介

- きっかけは阪神淡路大震災と親友の父の死
- 相続手続支援センターの設立
 - 講演 TV 雑誌 大学 出版
 - 全国累計7万2000件の相談件数
- 相続手続カウンセラー協会の設立
 - 相続業界の教育機関
 - 相続開始後の唯一の資格普及
- 『相続システム』構築（営業・実務・レジュメ・ツール）
- ドラマのような手続き 「火事で6億円を8人が相続」

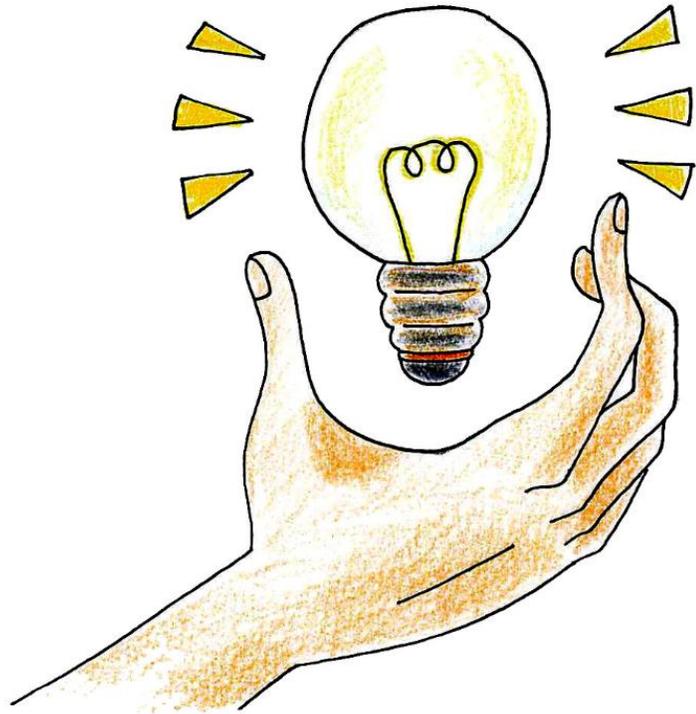
受講生の対象



仕事が相続に関係する人

- 士業事務所のスタッフ
FP・税理士・司法書士・行政書士
弁護士・宅建士・社労士
- 銀行 証券会社 保険会社・代理店
葬儀社 介護施設 にお勤めの方
- 相続に関心の高い方
- 将来の安心のために相続を仕事にするスキルを身につけたい方

仕事のポイント



3つのコツ

- 1、手続きにスポットを当てる
- 2、相続の全体像を把握する
- 3、亡くなった後の手続きの
代行を総合的に支援する！

- 遺言や相続税対策や不動産売却や保険加入をダイレクトに狙っても受託しにくい
- 手続きは100%の人が依頼者になる

仕事のポイント



①相続手続き

・・・信頼関係を得る

②駆け込み寺としての存在

・・・何でも相談できる

【一般の方向け】

人生とお金のホームドクター

→お金と法律の何でも相談

【資産家向け】

相続パートナーコンサルタント

→税金と争続の対策を提案

相続発生後に特化した結果

直近3年の実績（一支部）

- 地方銀行との提携・・・20億円の相続預金獲得
- 保険会社との提携・・・5億円の保険販売
- 不動産会社との提携・・・29件の不動産売買
- 争続対策・・・53件の公正証書遺言作成

設立して20年間
全国46カ所に展開
7万2000件の実績
約400名の士業ネットワーク



相続発生後に特化した結果

税理士事務所の例

相続税申告



	申告件数（前→後）／年	別途手続報酬／年
■ A事務所(金沢市)	1件→7件	1000万円
■ B事務所(福山市)	2件→13件	1100万円
■ C事務所(高崎市)	2件→18件	2100万円
■ D事務所(静岡市)	40件→80件	3400万円

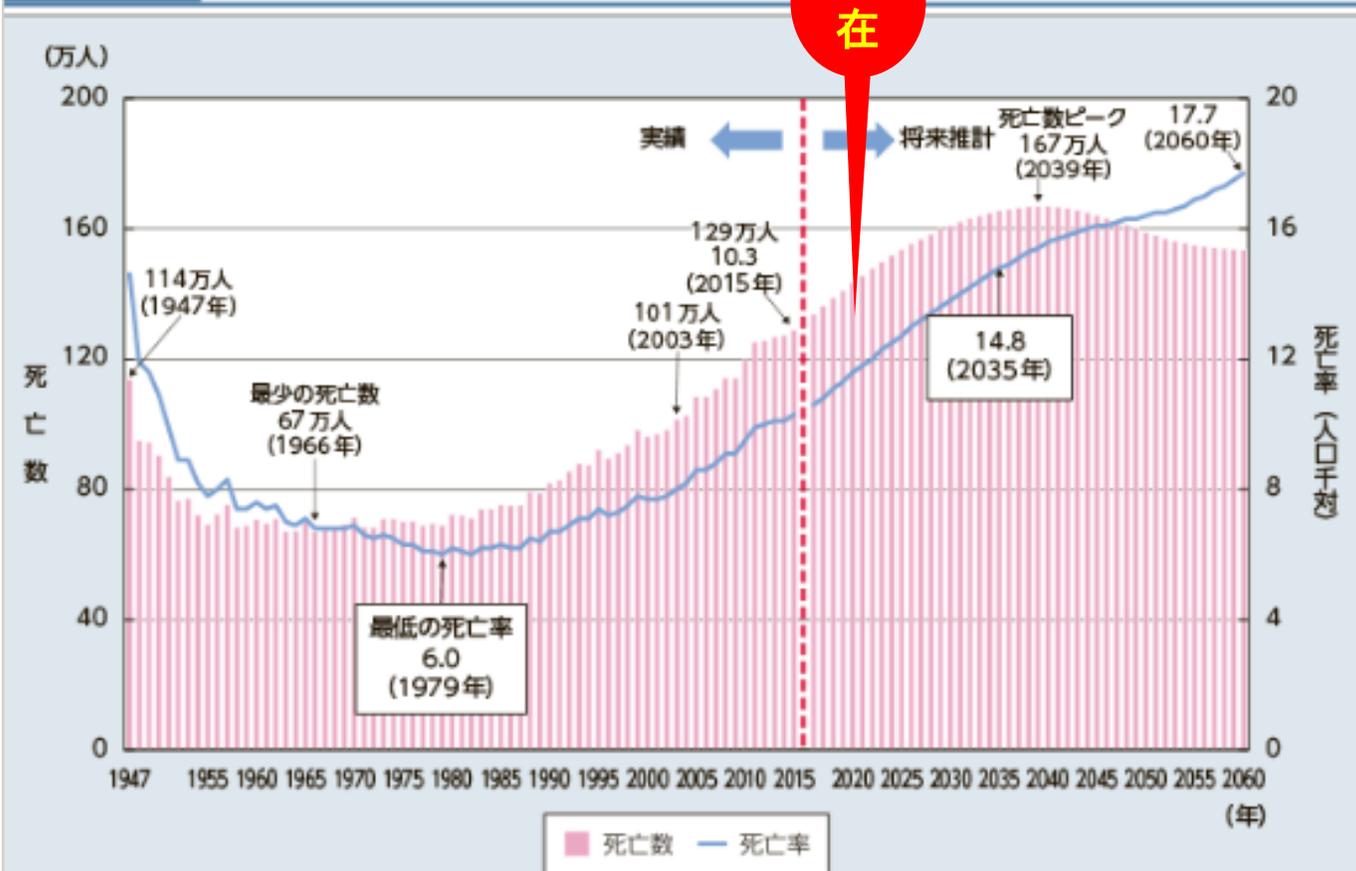
立ち上げ2年間の実績

■ 立上げて6カ月が勝負

1期	平成13年1月～平成13年12月												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
受注高	185000	280000	249,000	125,750	377,552	1,997,613	1,340,774	2,948,311	1,185,612	1,177,166	1,189,650	1,198,948	12,255,376
集金高	0	0	269,000	441,000	259,307	284,245	1,473,426	242,011	1,189,522	270,000	1,386,664	1,706,434	7,521,609
相談件数	1	3	3	2	3	4	3	6	2	7	9	8	51
受注件数	1	3	3	2	3	3	3	6	2	7	8	7	48
2期	平成14年1月～平成14年12月												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
受注高	1,748,236	3,574,227	229,200	1,580,698	307,095	550,278	3,990,328	1,162,620	972,244	1,396,201	3,682,345	775,193	19,968,665
集金高	1,377,336	636,205	1,843,272	2,191,322	1,264,201	1,662,085	1,463,617	1,731,835	1,160,604	978,306	882,124	508,640	15,699,547
相談件数	5	11	2	8	7	7	10	7	6	15	11	14	103
受注件数	4	7	2	4	2	7	9	6	3	11	8	9	72

相続業界の今後

図表 1-1-11 死亡数及び死亡率の推移と将来推計

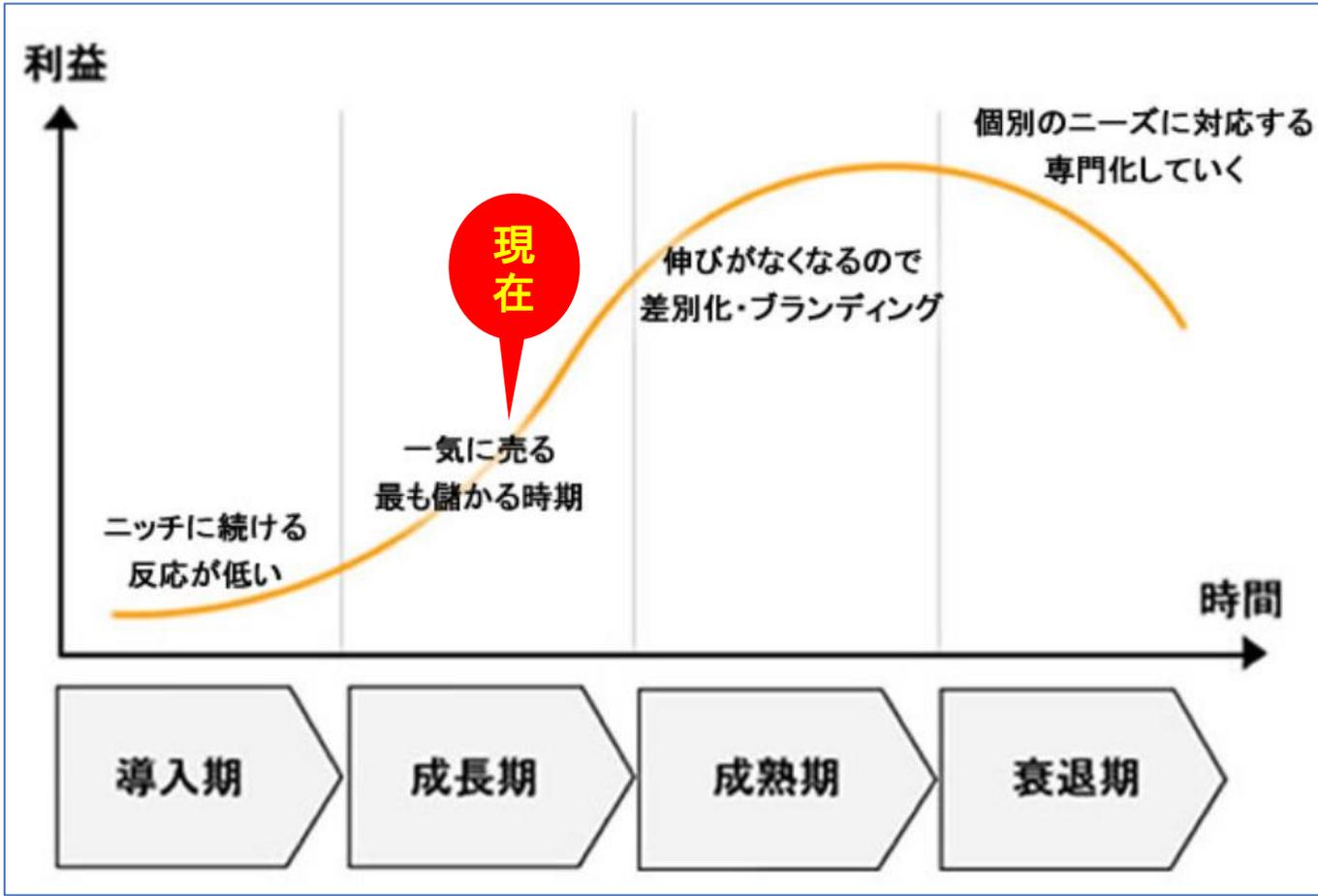


資料：2015年以前：厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」
2016年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位・死亡中位推計）

(注) 1. 1972年までは沖縄県を含まない。
2. 2014年までは確定数、2015年は概数である。
3. 将来推計値には日本における外国人を含む。

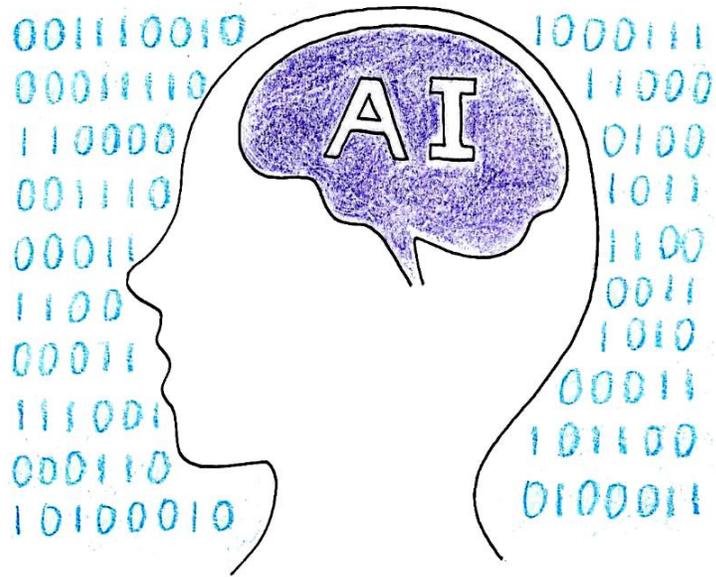
- 20年間、増え続ける。
- 2039年にピーク。
- 167万件の相続が発生。
- マーケットは今後ますます拡大していく

相続業界の今後



- 現在は成長期に入る段階
- 今の時期に参入しておかないと伸びが鈍化する
- 現在30歳以上であれば、一生仕事には困らない
- 不況や感染症などの不測の事態でも動じない安定した職業

相続業界の今後



- 仕事がAIに奪われる
- 定型業務はどんどん無くなる
- 2035年までに代替えされる業務
行政書士93% 税理士92%
司法書士78%

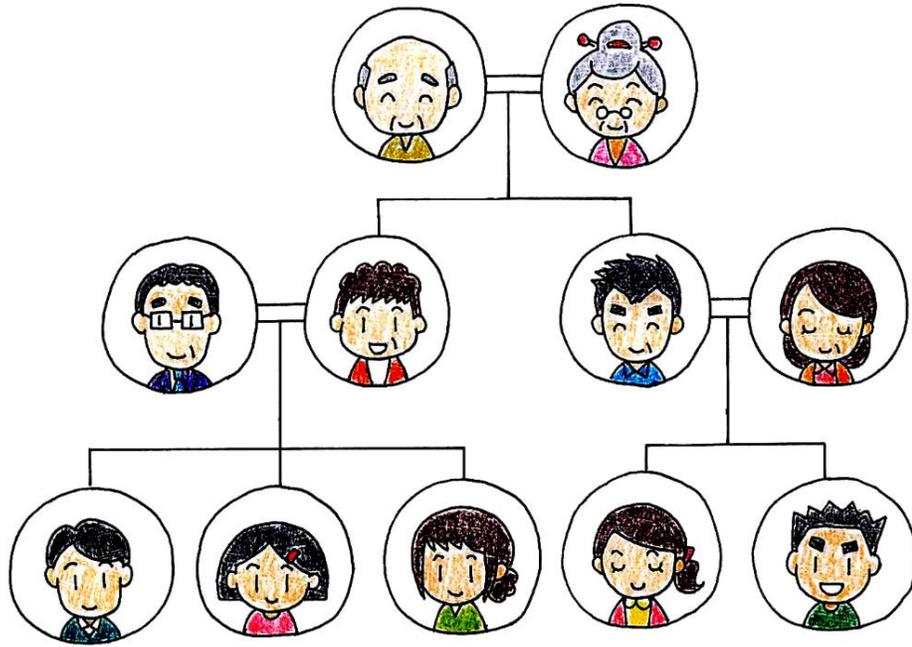
(野村総合研究所と英オックスフォード大学の共同研究)

- 相続の業務は非定型業務
相続の手続きは108種類
100人いたら100通りの人生 (=相続)
人の思いや感情は、AIには理解
できない

顧客の勘違い

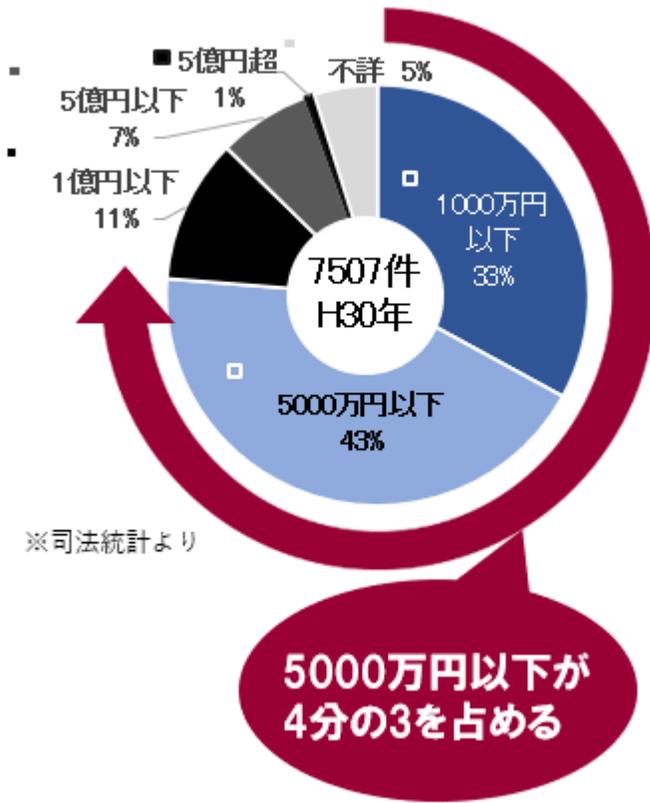
■ 相続と聞くとイメージすること

- 税金 . . . そんなにお金持ちじゃない
- 争い . . . 我が家に限ってもめることはない
- 関係ない . . . 相続する財産なんてない
- 遺言 . . . まだ必要ない

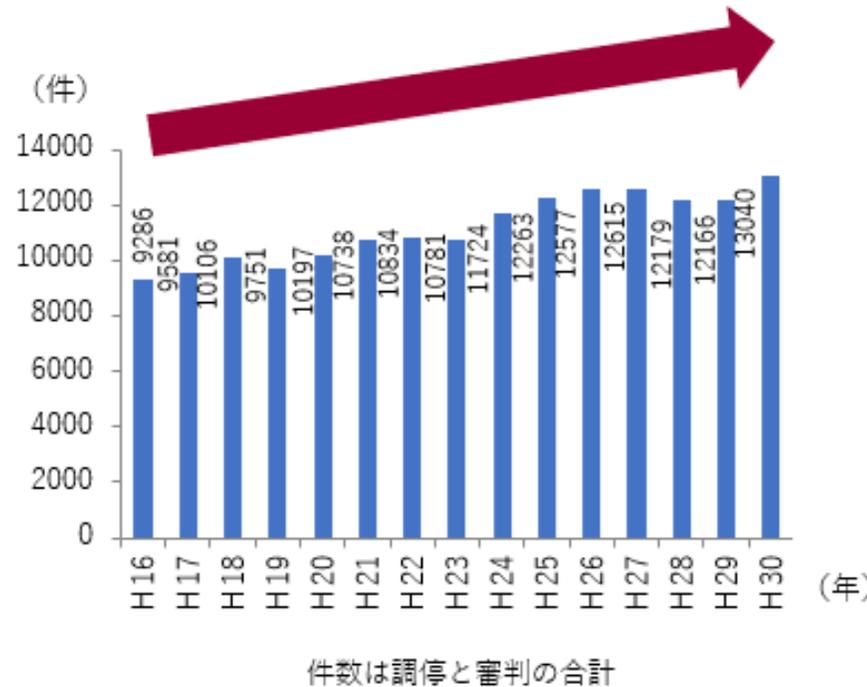


顧客の勘違い

【遺産分割事件の遺産総額別内訳】



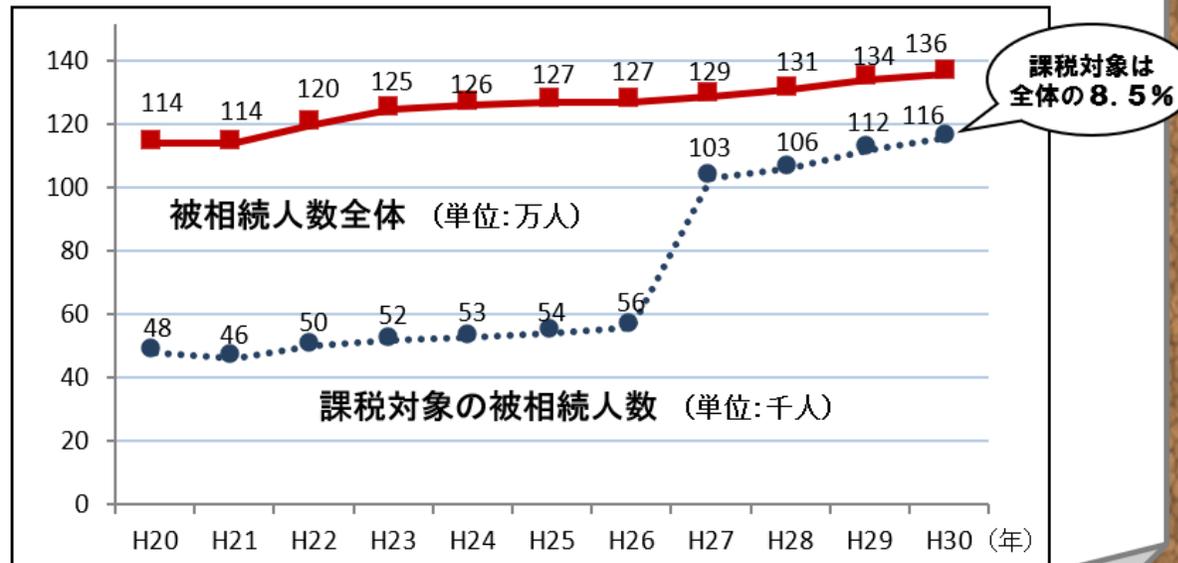
【遺産分割事件数の推移】



- 争続は増加
- 5000万円以下の家族がもめる
- 本気の兄弟姉妹ゲンカが1万5000件以上
- 争続はお金持ちだけの話ではない
- 我が家に限って！と思っている家ほど後で大変

顧客の勘違い

■被相続人数並びに課税対象被相続人数の推移

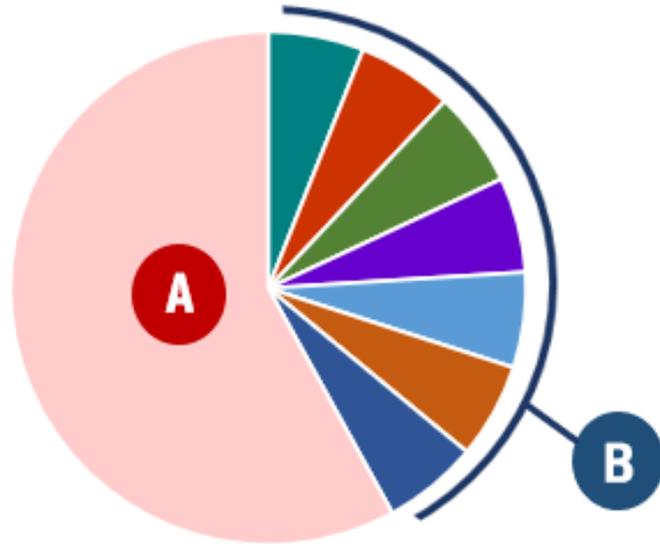


※令和元年12月 厚生労働省・国税庁発表

- 相続税の申告件数も増加
- 法改正で2倍になった
- 全国平均で8.5%の人が相続税の申告が必要
- 都会は20%~30%が対象となる
- 多少お金を持っていると申告が必要となる

顧客の勘違い

100種類以上ある相続の手続き



■ 司法書士
(不動産登記)

■ 税理士
(相続税の申告)

■ 行政書士
(遺産分割協議書作成)

■ 弁護士
(遺産分割調停)

■ 社会保険労務士
(年金手続)

■ 土地家屋調査士
(土地の分筆登記・未登記建物の表示登記)

■ 不動産鑑定士・不動産業者など

- 相続の手続きはたくさんある
- 士業が行わない手続きが半分以上を占める

A：士業以外の手続き

B：士業の手続き

顧客の勘違い

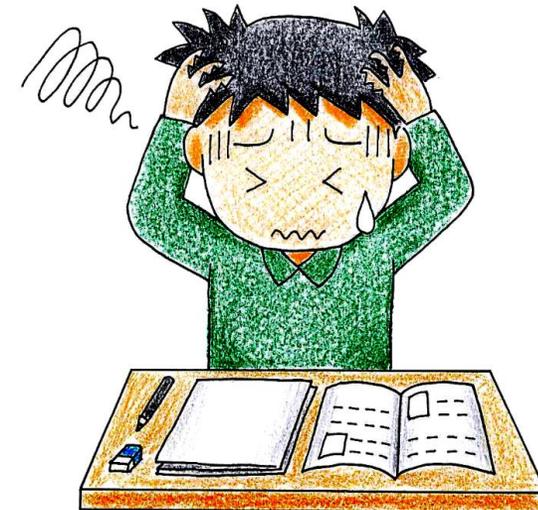
相続手続きの108のチェックリスト

No	届出・手続き	届出先・手続き先<専門家>	該当	完了
1	遺言書の有無の確認		○	
2	相続人の調査		○	
3	相続財産の調査(預金、不動産などの遺産)		○	
4	遺産分割協議			
5	遺産分割協議書の作成			
6	特別養育分の請求(2019年7月~)			
7	「死亡届」の届出	市区町村役場	7日以内	○
8	「死体火(葬)葬許可申請書」の提出	市区町村役場	7日以内	○
9	「埋葬主査届」の届出	住居地の市区町村役場	14日以内	
10	「埋葬費等手当認定請求書」の提出	住居地又は本籍地の市区町村役場		
11	「前払届」の提出	住居地又は本籍地の市区町村役場		
12	「簡族関係終了届」の提出	住居地又は本籍地の市区町村役場		
13	「改葬許可申請書」の提出	届出地の市区町村役場		
14	富策免許等、許認可の変更届出	許認可の官庁	14日以内	
15	印鑑証明書などの返却	住居地の市区町村役場		
16	国民健康保険証の返却	住居地の市区町村役場	14日以内	
17	後期高齢者医療被保険者証の返却	住居地の市区町村役場	14日以内	
18	介護保険証の返却	住居地の市区町村役場	14日以内	
19	パスポートの返却	旅券事務所		
20	シルバーパスの返却	住居地の市区町村役場		
21	高齢者福祉サービスの停止	住居地の福祉事務所		
22	身体障害者手帳・療育手帳などの返却	住居地の福祉事務所		
23	高齢者健康保険の請求	国民健康保険・協会けんぽ・健保組合	2年以内	
24	高齢介護サービス費の請求	市区町村役場の介護課等	2年以内	
25	遺族厚生年金・遺族年金・死亡一時金・未支給年金	年金事務所・年金相談センター<社労士>	各種期限あり	
26	遺族共済年金の請求	各共済組合<社会保険労務士<社労士>>	5年以内	
27	葬祭費の請求	国民健康保険<社労士>	2年以内	
28	葬祭費の請求	国民健康保険<社労士>	2年以内	
29	埋葬料・家族埋葬料の請求	協会けんぽ・健保組合<社労士>	2年以内	
30	埋葬費・遺族厚生年金の請求	年金事務所・年金相談センター<社労士>	5年以内	
31	葬料・遺族補償年金の請求	勤務先資格の労働基準監督署<社労士>	5年以内	
32	葬地法の届出	市区町村役場の農業委員会<行政書士>	10ヶ月以内	
33	森林法の届出	市区町村役場の森林組合<行政書士>	届出後2ヶ月以内	
34	墓穴の掘削届出	都道府県の教育委員会(教育庁)	20日以内	
35	運転免許の返納	最寄りの警察署		
36	自動車・軽自動車の名義変更	自動車・軽自動車協会<行政書士>		
37	自動車税・自動車保有税の名義変更	税務事務所・市税事務所		
38	自動車保険(自賠責・任意保険)の名義変更	保険会社		
39	墓地使用権の名義変更	墓地管理者		
40	クレジットカードの返却	クレジットカード会社		
41	互助会積立金の名義変更・解約	互助会		
42	電気・ガス・水道の名義変更・解約	電力会社・ガス会社・水道局		
43	電話回線の手続き	NTTなどの通信会社		
44	パソコン・インターネット会員の手続き	プロバイダー		
45	携帯電話の手続き	携帯電話会社		
46	衛星テレビケーブルテレビの名義変更・解約	衛星・ケーブルテレビ局		
47	NHK受信契約の名義変更・解約	NHK		
48	特許権の移転申請	特許庁<弁理士>		
49	高家・書院等の動作権の引継ぎ	著作権管理団体等		
50	買付金(債権)の引継ぎ	買付金(債権者)		
51	個人からの借入金の返済	個人先(債権者)		
52	ゴルフ会員権の名義変更・売却	ゴルフ場		
53	テニスクラブ・競馬場の借約・名義変更	テニスクラブ		
54	フィットネスクラブの借約・名義変更	フィットネスクラブ		

相続手続きの108のチェックリスト

No	届出・手続き	届出先・手続き先<専門家>	該当	完了
55	航空会社のマイレージの引継ぎ	航空会社		
56	老人会会員証の返還	老人会		
57	パチンコ賭玉カードの解約	パチンコ店		
58	リース・レンタルサービスの解約・継続	リース会社等		
59	自動車等(バイクなど)の解約	株式会社		
60	葬儀会社の口座・キャッシュカードの返還	葬儀・葬会・葬儀・葬儀		
61	葬儀の解約	葬儀・葬会・葬儀		
62	出資金の払戻し	債権者・主幹・役員・株主		
63	住宅ローン(団体信用生命保険)有無の確認	銀行等・住宅金融支援機構		
64	銀行等からの借入金の取扱い	銀行・借入・保証・債権		
65	消費者金融からの借入金の取扱い	消費者金融会社		
66	公共サービスの電送投資契約	JPAなど		
67	投資信託等有価証券の引継ぎ	証券会社・取扱い金融機関		
68	【上場株式】株券・株簿の手続き	証券会社・発行人		
69	【上場株式】株券・株簿・未収配当金の受取り	証券会社		
70	電子マネーの解約・名義変更	ネットバンク・ネット証券・仮想通貨取引所等		
71	市町会費・単身者料金の引継ぎ	市町会		
72	生命保険(死亡保険)の手続き	保険会社	3年以内	
73	医療保険(入院給付金や手術給付金)の請求	保険会社	3年以内	
74	家賃の火災保険・地震保険の名義変更	保険会社	3年以内	
75	借物・借金の名義変更 ※借りている場合	地主・仲介不動産業者		
76	賃貸住宅の名義変更 ※貸している場合	地主・仲介不動産業者		
77	市町会費・借付住宅の解約申請	市町会・貸主		
78	相続登記(不動産の名義変更)	法務局<司法書士>		
79	(仮)相続財産清算登記	法務局<司法書士>		
80	所有権保存登記 ※登記が表示部のみの場合	法務局<司法書士>		
81	認定高齢者納付金名義変更	市区町村役場の認定資産税課		
82	未登記家屋の登録者名義変更	市区町村役場の認定資産税課		
83	建物滅失登記 ※家屋等が未登記の場合	法務局<土地家屋調査士>		
84	建物滅失登記	法務局<土地家屋調査士>		
85	土地分筆登記	法務局<土地家屋調査士>		
86	土地併合登記	法務局<土地家屋調査士>		
87	「死亡退職金」の届出	勤務先		
88	死亡退職金・遺族給付金の受給	勤務先		
89	健康保険証の返却	勤務先		
90	団体年金の受給	勤務先・その他関係団体		
91	貸付から法人への貸付金の引継ぎ	会社		
92	【非上場株式】貸付金の名義変更	会社		
93	【非上場株式】貸付金の名義変更	会社・法務局<司法書士>	14日以内	
94	所有地の準確定申告	税務署<税理士>	4ヶ月以内	
95	医療費控除の請求	税務署<税理士>	5年以内	
96	個人事業の事業経理	税務署<税理士>	12月以内	
97	相続税の申告	税務署<税理士>	10ヶ月以内	
98	遺言書の検認・備付	遺言執行者・弁護士・司法書士		
99	遺言執行者の選任	家庭裁判所<弁護士・司法書士>		
100	遺言執行者の執行	遺言執行者・弁護士		
101	相続放棄	家庭裁判所<弁護士・司法書士>	3ヶ月以内	
102	限定承認申立	家庭裁判所<弁護士・司法書士>	3ヶ月以内	
103	分割協議の調停・審判	家庭裁判所<弁護士・司法書士>		
104	遺留分減殺請求	家庭裁判所<弁護士>	死亡後10年経過後は1年以内	
105	子の氏変更許可申請書	家庭裁判所<弁護士・司法書士>		
106	成年後見人等の選任	家庭裁判所<弁護士・司法書士>		
107	特別代理人の選任	家庭裁判所<弁護士・司法書士>		
108	夫の遺言	家庭裁判所<弁護士・司法書士>		

- 手続きの数は全部で108種類もある
- 100%の人が必ず手続きが必要
- 全員が関係する



よくある手続き

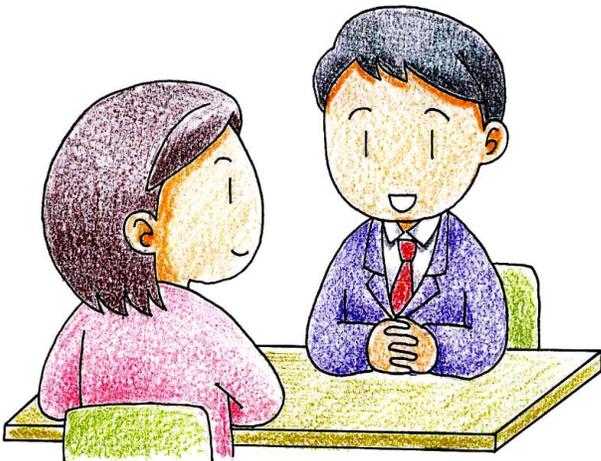
- ①遺言書の確認 ②相続人調査 ③相続財産調査
- ④遺産分割協議書作成 ⑤遺族年金 ⑥高額療養費の請求 ⑦葬祭費の請求
- ⑧自動車 ⑨自動車保険
- ⑩電話 ⑪携帯電話 ⑫電気・ガス・水道・NTT
- ⑬クレジットカード×3 ⑭IC乗車券（イコカ） ⑮株券
- ⑯未支給配当金 ⑰デパート会員証 ⑱マイレージ
- ⑲パソコンIT会員 ⑳銀行の預貯金×3 ㉑出資金
- ㉒火災保険 ㉓不動産（登記）田畑と山 ㉔準確定申告
- ㉕生命保険 ㉖医療保険 ㉗相続税申告

合計 27 種類 青色は期限あり

相続を仕事にするために

- ずばり一言で言うと
『仕事が取れるヒアリングを行うこと』

- 顧客の悩みはたった3つ
相談で最重要な3つの項目だけをまずは習得
あとはその都度学習する



20年間現場で培ったノウハウを集約して
★相続の仕事に依頼されるヒアリング手法を伝えます

この講座を学ぶと

- ×何十冊の相続の本
- ×何十時間のセミナー
- ×何ヵ月もの期間を事務所で見習い

- 仕事に直結するカウンセリングができるようになる
- 相続の相談で共通する8割のことを学べる
- 本当に必要なことを絞り込んで学べる
- レアケースは後でゆっくり学習できる



この講座を学ぶと短時間で、相続の仕事を受託する方法を学ぶことができます

仕事を獲得するために

- 相続を仕事にする『SINのノウハウ』
- 顧客の悩みはたった3パターン
 - ①相続人(Souzokunin)
 - ・・・行方不明・未成年・認知症・海外・もめそう など
 - ②遺産(Isan)
 - ・・・税金・不動産・預金や株・借金 など
 - ③何からするか(Nanikarasuruka)
 - ・・・初めてだから分からない



相続を仕事にする 『SINのノウハウ』

①相続人(Souzokunin)

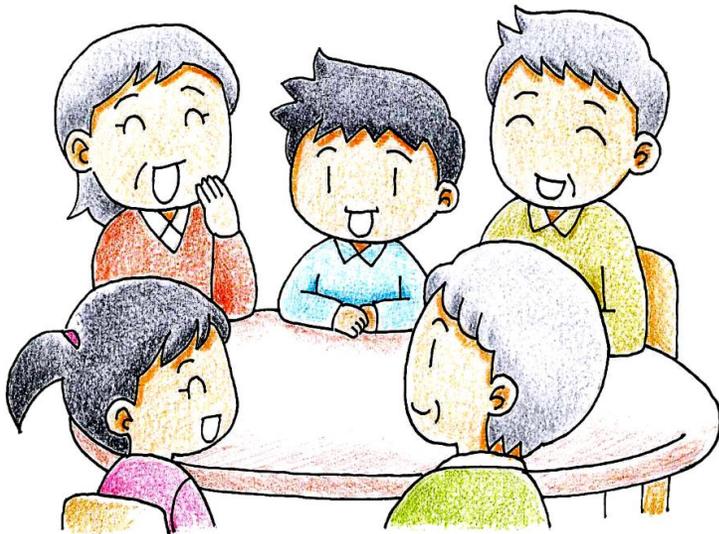
SINのノウハウ ①相続人(Souzokunin)

■ 相続を仕事にする『SINのノウハウ』

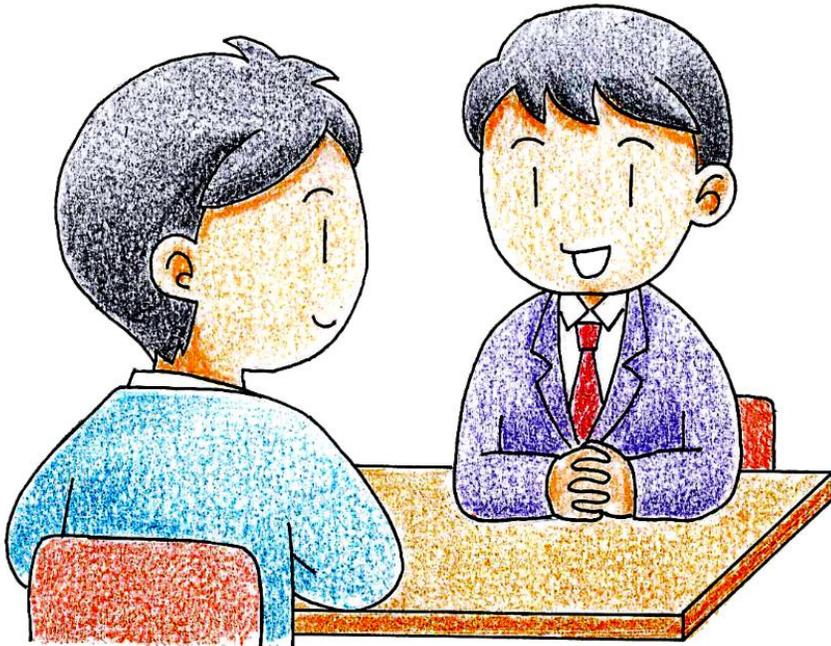
①相続人(Souzokunin)

★必ず聴くこと

- ・未成年
- ・認知症
- ・行方不明
- ・海外
- ・もめそう



★必ず聴くこと



【初回の相談での注意点】

- ふりがな・・・読み間違い防止
 親近感（信頼）
- 年齢・・・判断能力
- 住所・・・集まりやすいか
- 関係性・・・話合いができるか



未成年⇒特別代理人

- 20歳未満の相続人
- 2022年4月1日以降は18歳未満
- 遺産分割の話し合いのため
特別な代理人を家庭裁判所で
選んでもらう（身内OK）
- 申立てから選任まで約1カ月



認知症⇒成年後見人

- 相続人が認知症の場合
遺産分割協議ができないので
家庭裁判所にて後見人の
選任が必要。
- 数ヵ月かかる場合がある。
- 認知症かどうかの判断は難しい。



行方不明

- 戸籍の附票をたどれば95%判明
- 最終の住所地周辺で聞き込み
- どうしても見つからない場合
家庭裁判所に申し立て
 - ・ 失踪宣告（7年間）
 - ・ 不在者財産管理人
- 新しい行方不明
DV被害者のシェルター

SINのノウハウ ①相続人(Souzokunin)



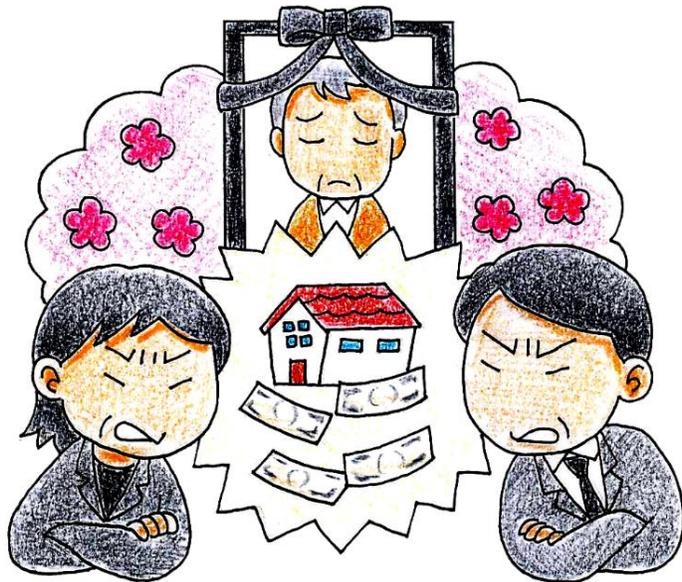
海外在住

- 印鑑証明書が取れない。
- 居住地の日本大使館でサイン証明を取得。
「単独タイプ」
「綴り合せタイプ」

【裏技】

一時帰国時に住民票登録して印鑑証明書を取得する。

SINのノウハウ ①相続人(Souzokunin)



もめそう

- きちんとした財産目録を作成する。
- 無理難題を言わなければまとまる。
- 【特別受益】
揉め事NO1は
生前贈与の財産を含めるか
- 【調停】
最終的には家庭裁判所で話し合い。
- 【審判】
法定相続分が基準で審判が下る。

相続を仕事にする 『SINのノウハウ』

②遺産(Isan)

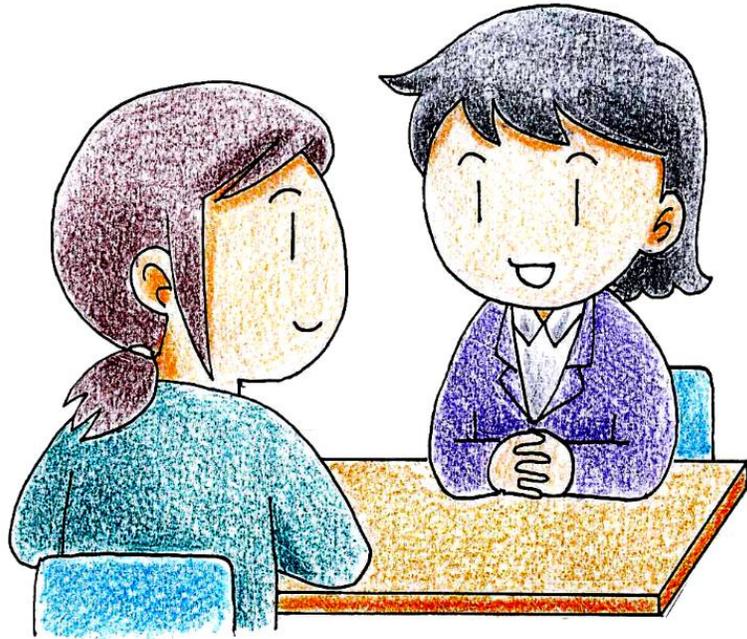
SINのノウハウ ②遺産(Isan)

■ 相続を仕事にする『SINのノウハウ』 ②遺産(Isan)



★聴き方のポイント

- 税金
- 不動産
- 預金や株
- 借金



②遺産(Isan)

★聴き方のポイント

- 事務的に聴く
- 大まかに把握（預金額等）
相続税の基礎控除を超えているか
- 質問を二つ重ねない
- 3年以内の贈与の確認

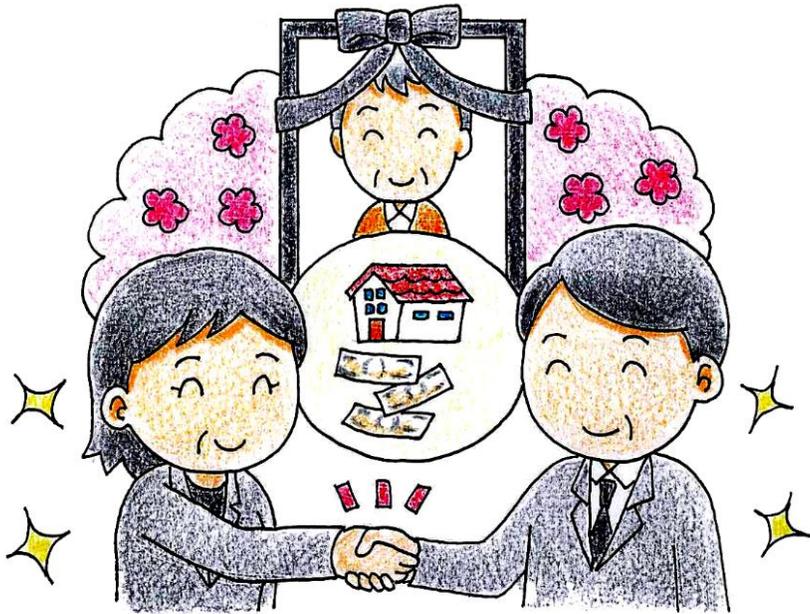
※秘密の共有状態

SINのノウハウ ②遺産(Isan)

②遺産(Isan)

税金

- 相続税の申告が必要かどうか判断
- 「3000万円+相続人数×600万円」以上
- 全国平均 8%のみ
- 生命保険金の控除
500万円×相続人数
- 死亡退職金控除
500万円×相続人数
- 名義預金に要注意
- 確定申告は関係ない



相続税額早見表

相続税額早見表

(単位 万円)

遺産総額	配偶者がいる場合			配偶者がいない場合		
	配偶者+子1人	配偶者+子2人	配偶者+子3人	子1人	子2人	子3人
4,000	0	0	0	40	0	0
5,000	80	20	0	160	80	20
6,000	180	120	60	310	180	120
7,000	320	225	160	480	320	220
8,000	470	350	275	680	470	330
9,000	620	480	400	920	620	480
10,000	770	630	525	1,220	770	630
11,000	960	785	650	1,520	960	780
12,000	1,160	960	805	1,820	1,160	930
13,000	1,360	1,135	980	2,120	1,360	1,080
14,000	1,560	1,310	1,155	2,460	1,560	1,240
15,000	1,840	1,495	1,330	2,860	1,840	1,440
16,000	2,140	1,720	1,535	3,260	2,140	1,640
17,000	2,440	1,950	1,760	3,660	2,440	1,840
18,000	2,740	2,200	1,985	4,060	2,740	2,040
19,000	3,040	2,450	2,210	4,460	3,040	2,240
20,000	3,340	2,700	2,435	4,860	3,340	2,460
21,000	3,640	2,950	2,660	5,260	3,640	2,760



②遺産(Isan)

不動産

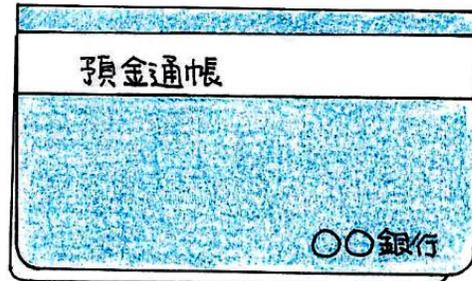
- 相続登記
- 祖父母名義の土地建物
- 実家の土地 田畑や山林
- 共有土地 道路 集会場
固定資産税課で名寄せ
権利証確認
- 取壊した建物 境界確認
- 抵当権がついたまま
- 根抵当権は要注意

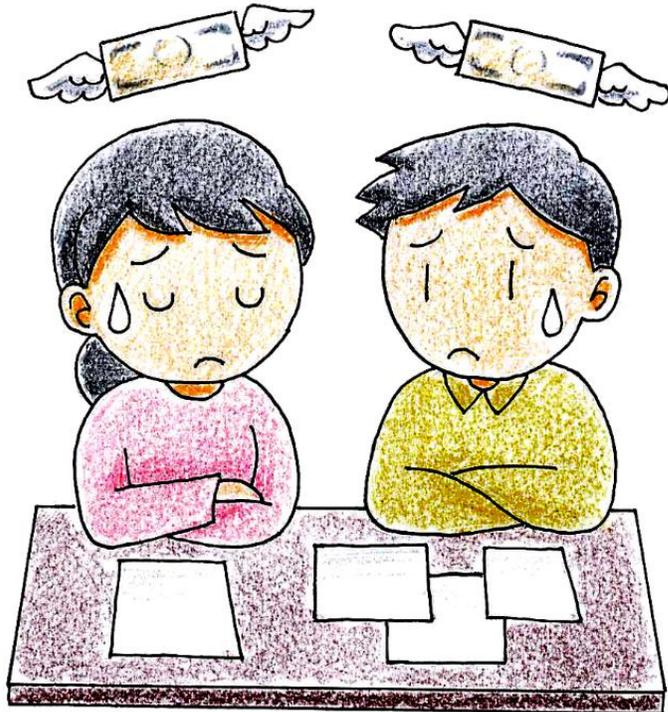
SINのノウハウ ②遺産(Isan)

②遺産(Isan)

預金や株

- 貸金庫の開扉
- 銀行や証券会社所定の用紙に記入
- 死亡届出したら口座凍結は都市伝説
- 預貯金×法定相続分×1/3は出せる
(銀行ごとに上限は150万円まで)
- 相続人の証券口座が必要
- 単位未満株に注意
- 未払いの配当金 (株ごとに決算期違う)





②遺産(Isan)

借金

- 相続放棄
(家庭裁判所で3カ月以内)
- 財産放棄
(遺産分割で0円を相続)
- 借入の調査ができる3機関
JICC⇒消費者金融・クレジット
CIC⇒クレジット
KSC⇒銀行系
- 保証人は隠れた時限爆弾

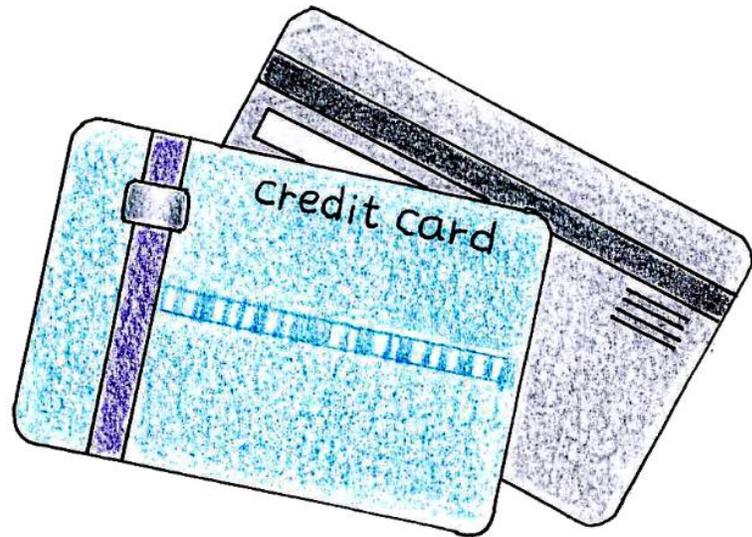
相続を仕事にする 『**SIN**のノウハウ』

③何からするか(**N**anikarasuruka)

SINのノウハウ ③何からするか(Nanikarasuruka)

- 相続を仕事にする『SINのノウハウ』
③何からするか(Nanikarasuruka)
顧客は何から始めていいか分からない
 - ・クレジットカードの停止
 - ・戸籍の収集
法定相続情報一覧図を活用
 - ・遺言書の確認
 - ・チェックリスト
- ★2割話して8割聴く
- ★顧客に手続の終わりを想像させる





クレジットカードの停止

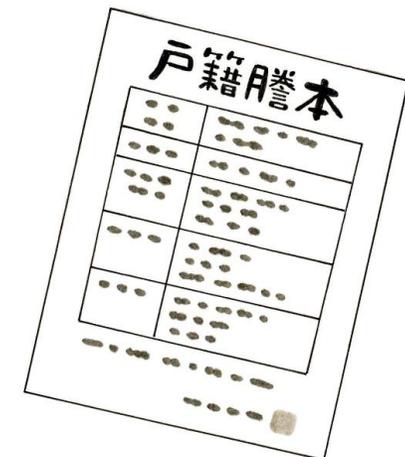
- まずすべき事は支払いのストップ
- 請求書を確認して手続開始
- デジタル遺品に対応
- カード止めても銀行は凍結しない

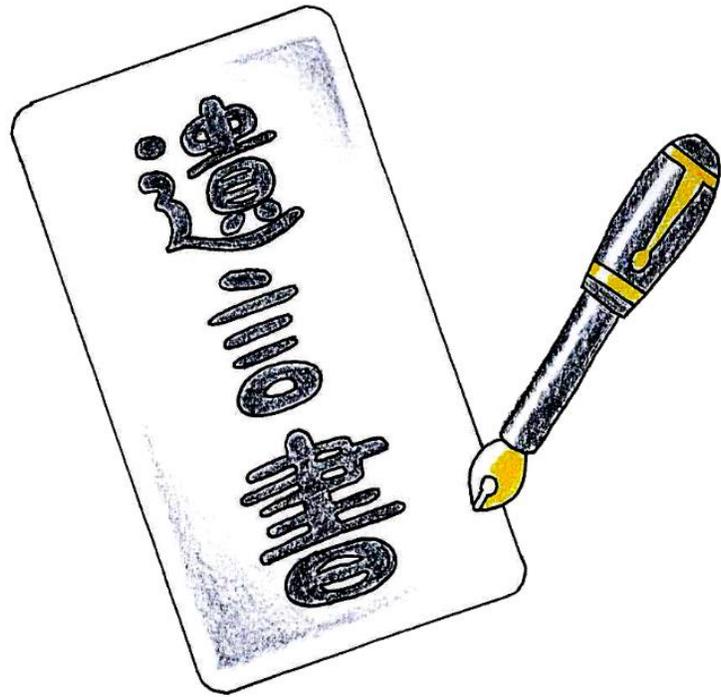
SINのノウハウ ③何からするか(Nanikarasuruka)



戸籍の収集

- 出生から死亡まで連続したものの法定相続情報一覧図を活用
法務局で無料発行（何枚でも）
これ一枚あれば戸籍のコピーを取られない





遺言書の確認

遺言書を探す

■ 自筆証書遺言

金庫・机・仏壇・金庫など
銀行の貸金庫は開けるのが大変
家庭裁判所で検認（有効かは別）
法務局での保管も確認

■ 公正証書遺言

公証役場で検索
平成以降に作成された遺言

遺言の種類

- 自筆証書遺言は、家庭裁判所の「**検認**」が必要ですぐに執行できない。
ただし、法務局で保管されていた遺言書は除く。
- 遺言が**有効なことを確認するのではない**。「証拠保全手続き」

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆公証役場で2人以上の証人の立会いのもとに、遺言の内容を公証人に口述し、公証人が遺言書を作成します 	<ul style="list-style-type: none"> ◆全文と日付および氏名を自書し、押印します ◆家庭裁判所の検認手続きが必要(法務局保管は除く) ◆財産目録は、PC作成でも代筆でも有効
長所	<ul style="list-style-type: none"> ◆内容が明確で、証拠力が高く安全確実で、無効になる恐れがほとんどありません ◆病気で字が書けなくても作成できます ◆偽造・紛失の心配がありません 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いつでも、どこでも作成できます ◆誰にも知られずに作成できます ◆費用が殆どかかりません
短所	<ul style="list-style-type: none"> ◆証人(立会人)が必要です ◆費用がかかります 	<ul style="list-style-type: none"> ◆形式の不備や、不明確な内容になりがちで、後日トラブルが起きる可能性があります ◆偽造・隠匿などの心配があります

相続手続きの 108のチェックリスト

No	届出・手続き	届出先・手続き先<専門家>	該当	完了
1	遺言書の有無の確認		○	
2	相続人の調査		○	
3	相続財産の調査(預金、不動産などの遺産)		○	
4	遺産分割協議			
5	遺産分割協議書の作成			
6	特別喪与分の請求 (2019年7月~)			
7	「死亡届」の届出	市区町村役場	7日以内	○
8	「死亡火(葬)葬許可申請書」の届出	市区町村役場	7日以内	○
9	「世帯主変更届」の届出	住所地の市区町村役場	14日以内	
10	「児童手当受給決定請求書」の届出	住所地又は本籍地の市区町村役場		
11	「国民健康保険」の届出	住所地又は本籍地の市区町村役場		
12	「国民健康保険」の届出	住所地又は本籍地の市区町村役場		
13	「国民健康保険」の届出	住所地の市区町村役場		
14	「国民健康保険」の届出	住所地の市区町村役場		
15	「国民健康保険」の届出	住所地の市区町村役場		
16	「国民健康保険」の届出	住所地の市区町村役場		
17	「国民健康保険」の届出	住所地の市区町村役場		
18	「国民健康保険」の届出	住所地の市区町村役場		
19	パスポートの返却	旅券事務所		
20	シリアルパスの返却	住所地の市区町村役場		
21	高齢者福祉サービスの停止	住所地の福祉事務所		
22	身体障害者手帳・療育手帳などの返却	住所地の福祉事務所		
23	高齢者福祉サービスの請求	住所地の福祉事務所		
24	高齢介護サービス費の請求	市区町村役場の介護課	2年以内	
25	遺族厚生年金・遺族年金・死亡一時金・未支給年金	年金事務所 年金相談センター<社労士>	各種類別あり	
26	遺族共済年金の請求	各共済組合<社会保険労務士>	5年以内	
27	葬祭料の請求	国民健康保険<社労士>	2年以内	
28	葬祭料の請求	国民健康保険<社労士>	2年以内	
29	埋葬料・家族埋葬料の請求	協会けんぽ・健保組合<社労士>	2年以内	
30	埋葬料・遺族厚生年金の請求	年金事務所 年金相談センター<社労士>	5年以内	
31	葬祭料・遺族補償年金の請求	勤務先遺族の労働組合連合会<社労士>	5年以内	
32	農地法の届出	市区町村役場の農業委員会<行政書士>	10ヶ月以内	
33	森林法の届出	市区町村役場・森林組合<行政書士>	相続発生後 即時	
34	統制力則類登録変更	都道府県の教育委員会(教育庁)	20日以内	
35	運転免許の返納	最寄りの警察署		
36	自動車・軽自動車等の名義変更	陸運局・軽自動車協会<行政書士>		
37	自動車運転免許者の名義変更	陸運局・市役所		
38	自動車保険(自賠責・任意保険)の名義変更	保険会社		
39	墓地管理者			
40	クレジットカードの請求	クレジット会社		
41	互助会積立金の名義変更・解約	互助会		
42	電気・ガス・水道の名義変更・解約	電力会社・ガス会社・水道局		
43	電話回線の手続き	NTTなどの通信会社		
44	パソコン・インターネット回線の接続	プロバイダー		
45	携帯電話の手続き	携帯電話会社		
46	衛星テレビ・ケーブルテレビの名義変更・解約	衛星・ケーブルテレビ局		
47	NHK受信契約の名義変更・解約	NHK		
48	特許権の移転登録申請	特許庁<弁理士>		
49	音楽・書籍等の著作権の引継ぎ	著作権管理団体等		
50	買付金の取り戻し	買付先(債権者)		
51	個人からの借入金金の返済	借入先(債権者)		
52	ゴルフ会員権の名義変更・売却	ゴルフ場		
53	デパート会員証・積立貯蓄の解約・名義変更	デパート		
54	フィットネスクラブの退会手続き	フィットネスクラブ		

相続手続きの 108のチェックリスト

No	届出・手続き	届出先・手続き先<専門家>	該当	完了
55	航空会社のマイレージの引継ぎ	航空会社		
56	老人会会員の返還	老人会		
57	パチンコ・競馬カードの解約	パチンコ店		
58	リース・レンタルサービスの解約・継続	リース会社等		
59	IC乗車券(Icicaなど)の解約	鉄道会社		
60	預貯金の口座・キャッシュカードの取扱い	銀行・信託・信用金庫		
61	貸付金の解約	銀行・信託・信用金庫		
62	出資金の取扱い	債権・借入金・貸付金		
63	住宅ローン(団塊世代用生命保険)有無の確認	銀行等・住宅金融支援機構		
64	銀行等からの借入金の取扱い	銀行・信託・信用金庫		
65	消費者金融からの借入金の取扱い	消費者金融会社		
66	公共サービスの電話取扱い	JRAなど		
67	保険会社等が保証者の引継ぎ	証券会社・信託・信用金庫		
68	【上場株式】株券・債権の引継ぎ	証券会社・発行法人		
69	【上場株式】株券・債権の引継ぎ	証券会社・発行法人		
70	電子マネーの解約・名義変更	ネットバンク・ネット証券・仮想通貨取引所等		
71	生命保険(死亡保険)の引継ぎ	生命保険会社	3年以内	
72	生命保険(死亡保険)の引継ぎ	生命保険会社	3年以内	
73	医療保険(入院給付金や手術給付金)の請求	保険会社	3年以内	
74	家産の火災保険・地震保険の名義変更	保険会社	3年以内	
75	債権・債権の名義変更 ※併存している場合	債主・債主・仲介不動産業者		
76	賃貸住宅の名義変更 ※併存している場合	地主・仲介不動産業者		
77	売買・贈与・借付などの契約の取扱い	任意の相手方		
78	相続登記(不動産の名義変更)	法務局<司法書士>		
79	(印)正当取得請求	法務局<司法書士>		
80	所有権保存登記 ※登記が表示簿のみの場合	法務局<司法書士>		
81	法定相続財産の指定	市区町村役場の法定相続財産課		
82	未登記不動産の名義変更	市区町村役場の法定相続財産課		
83	建物滅失登記 ※家賃等が未登記の場合	法務局<土地家屋調査士>		
84	建物滅失登記	法務局<土地家屋調査士>		
85	土地分筆登記	法務局<土地家屋調査士>		
86	土地併合登記	法務局<土地家屋調査士>		
87	「死亡届」の届出	勤務先		
88	死亡届・届出済の届出	勤務先		
89	健康保険証の返却	勤務先		
90	厚生年金の受給	勤務先・その他所属団体		
91	役員から法人への貸付金の引継ぎ	会社		
92	【非上場株式】自社の名義変更	会社		
93	会社役員変更登記	会社・法務局<司法書士>	14日以内	
94	所得控除の確定申告	税務署<税理士>	4ヶ月以内	
95	医療費控除の確定申告	税務署<税理士>	5年以内	
96	個人事業の廃業届	税務署<税理士>	1ヶ月以内	
97	相続税の申告	税務署<税理士>	10ヶ月以内	
98	遺産分割協議書の作成	家庭裁判所<弁護士・司法書士>		
99	遺産執行者の選任	家庭裁判所<弁護士・司法書士>		
100	遺産執行者の執行	遺言執行者・受遺者		
101	相続放棄	家庭裁判所<弁護士・司法書士>	3ヶ月以内	
102	指定遺言の作成	家庭裁判所<弁護士・司法書士>	3ヶ月以内	
103	分割協議の調停・審判	家庭裁判所<弁護士・司法書士>		
104	遺産分割協議書	家庭裁判所<弁護士・司法書士>	相続発生後 即時	
105	子の氏名変更申請書	家庭裁判所<弁護士・司法書士>		
106	成年後見人の選任	家庭裁判所<弁護士・司法書士>		
107	特別代理人の選任	家庭裁判所<弁護士・司法書士>		
108	承継宣言	家庭裁判所<弁護士・司法書士>		

チェックリスト

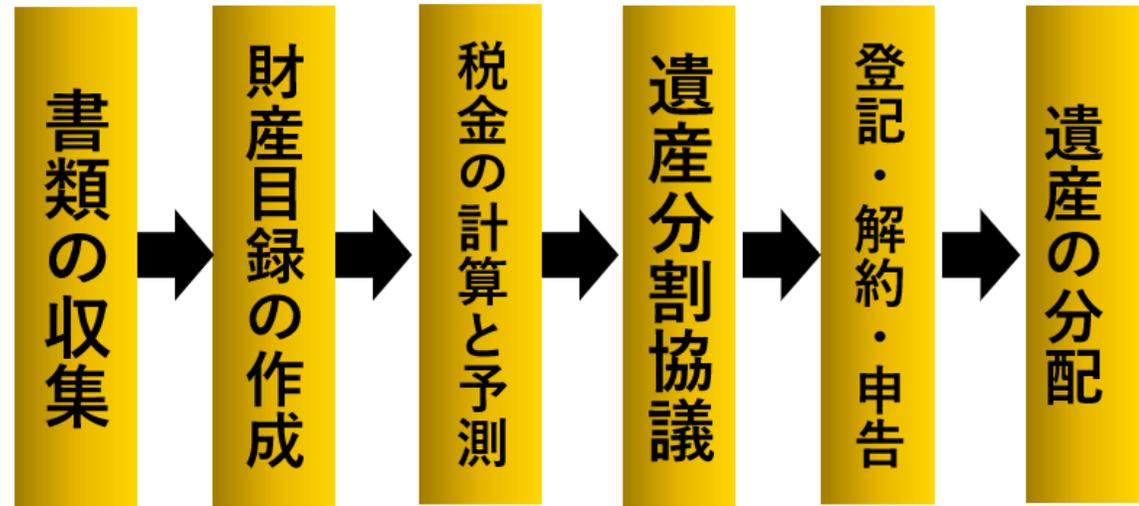
- 108種類の手続きで該当する事を把握
- 自分で出来ること、依頼することを分ける
- 期限に注意

SINのノウハウ ③何かからするか(Nanikarasuruka)



顧客に想像させる

- 全体の流れを説明
- 完了までの流れを伝えて終わりをイメージさせる



相談事例（演習）

- 相続人 母（認知症） 長男（海外在住） 次男（未成年）
- 相続財産 自宅8000万円（住宅ローンあり） 預金4000万円
株3000万円 貸金庫2000万円
ベンツ1000万円 生命保険3500万円
- 何からすべきか
 - 1、
 - 2、
 - 3、
 - 4、
 - 5、
 - 6、
 - 7、
 - 8、
 - 9、
 - 10、

相談事例（演習）

- 相続人 母（認知症） 長男（海外在住） 次男（未成年）
- 相続財産 自宅8000万円（住宅ローンあり） 預金4000万円
株3000万円 貸金庫2000万円
ベンツ1000万円 生命保険3500万円
- 何からすべきか
 - 1、書類収集・・・戸籍、不動産書類
 - 2、生命保険の請求・・・受取人から 団体信用保険も
 - 3、貸金庫開ける・・・公証人利用も検討
 - 4、財産目録作成
 - 5、後見人+特別代理人選任・・・家庭裁判所
 - 6、遺産分割協議・・・サイン証明、もめると調停
 - 7、預金・株の手続・・・口座の開設
 - 8、相続税申告・・・10カ月以内
 - 9、相続・抵当権抹消登記
 - 10、車名義変更・・・車庫証明

この講座で伝えたこと

- 仕事に直結するカウンセリングを習得
- 相続の相談で共通する8割のことを習得
- 本当に必要なことだけを絞り込んで習得
- レアケースは後でゆっくり習得

×何十冊の相続の本

×何十時間のセミナー

×何カ月もの期間を事務所で見習い

この講座では、相続の仕事を受託する方法をお伝えしました。



相続のプロフェッショナルになるために

充実の相続オンライン講座

- **(概論) 相続を仕事にするSIN (真) のノウハウ**
- (総論) 相続手続カウンセラー養成講座・・・毎週の継続学習あり
- (応用) 警告！相続で注意すべき弁護士法等
- (応用) 公開！相続の電話受付の極意
- (応用) 心をつかむ！相続の初回相談マル秘テクニック
- (応用) 一目で分かる！業務管理のコツ
- (スキルアップ) 一歩先を行く！相続の応用手続と周辺知識
- (スキルアップ) 人前で話す技術全部公開！講師のための教科書
- (各論) 相続108手続 虎の巻解説講座
 - 戸籍編 銀行編 証券会社編 保険編 届出編 登記編 税金編
 - 自動車編 日常手続編
- 特別講座・・・「LGBT×相続」「中国・韓国・台湾の相続」「グリーンケア×相続」他

講座詳細や各種フォロー制度



🔍 相続手続カウンセラー協会



「相続発生後」の実務に特化した唯一の資格
SC相続手続カウンセラー®

資格について | 試験方法・受講料 | 協会概要 | 上級試験について | 申込み

机上の空論はありません！
現場ですぐに使えるノウハウだけを習得！

「相続 虎の巻」ともいえる

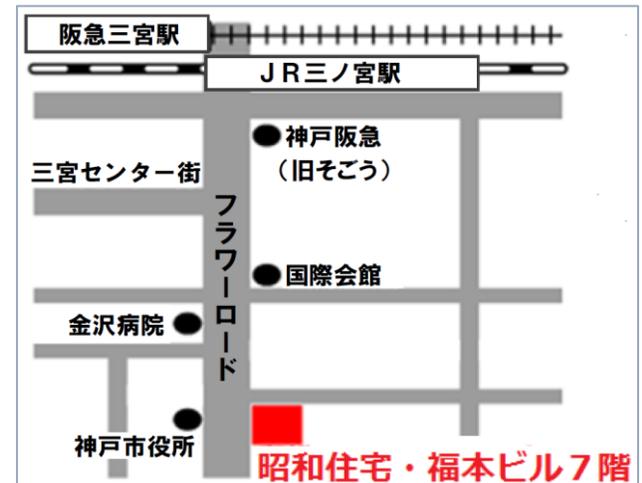


一般社団法人相続手続カウンセラー協会

神戸市中央区八幡通4-2-18昭和住宅・福本ビル7階

電話 078-251-7668

WEB <https://www.souzoku-c.net/>



ご清聴ありがとうございました。

4000件の実務経験から分かった

相続を仕事にする
SIN（真）のノウハウ



相続手続カウンセラー
米田貴虎